

平成28年度 12月定例農業委員会議事録

日 時 平成28年12月5日(月) 午前9時
場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	(委員会許可分	1件)
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	(町許可分	1件)
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	(町許可分	4件)
議案第4号	農用地利用集積計画について	(委員会決定分	84件)
報告第1号	農地法第18条第6項による通知書	(6件)
報告第2号	農地等形状変更届出について	(2件)
その他			

出席者

山崎 徹一 原 一夫 丸野 佳孝 嬉野 忠 碓 沖則
木下 信行 牛島 博子 原 善實 田中 市三
鷺崎 和志 中島 勝 田中 良明 中野 秋彦
中山 好典 鶴 香代子 吉丸 俊春 内田 秀光
欠席者 田中 芳春 峯 孝樹 小池 正保 大川 幸博 大坪 正治
事務局 田中 嘉樹 相良 恵里子

事務局

皆さん、おはようございます。皆さん揃われていますので、只今より11月の定例農業委員会を開催します。本日は、田中芳春委員さん、峯委員さん、小池委員さん、大川委員さん、大坪委員さんより欠席の連絡がっております。

事務局

会長よりお願いします。

会 長

皆さん、おはようございます。

お忙しい中、12月の定例会にお集まりいただき、ありがとうございます。

報告として、農地売買等特例事業において、三根地区で1件の斡旋したことを報告します。

本日の議題・報告等につきましては、議案第1号として農地法第3条の規定による許

可申請について（委員会許可分1件）、議案第2号として農地法第4条の規定による許可申請について（町許可分1件）、議案第3号として農地法第5条の規定による許可申請について（町許可分4件）、議案第4号として農用地利用集積計画について（委員会決定分84件）、報告第1号として農地法第18条第6項による通知書について（6件）、報告第2号として農地等形状変更届出について（2件）その他となっておりますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

議事録署名人については、19番〇〇委員さんと20番〇委員さんをお願いしたいと思えます。

議事に入りたいと思えます。

議案第1号1農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名（P2調査書の譲受人の氏名について修正を依頼）、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号に該当していないことの説明、なお、農作業従事については、世帯における農作業の従事状況及び3人の雇用者により営農を行う意向であることの説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

3条申請で、申請内容は条件を満たしていることから、問題はないと思えますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思えます。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

譲受人の住所が上峰町ということで、農地の場所が住所地の行政区と異なることから、農作業における支障だけでなく、環境問題での地域との調和についても明記をしてもらいたい。北茂安校区内においては、他地区からの入り作の場合、地域の街灯設置に対し協力してもらえないことも聞き及んでいる。

事務局

今の意見は、許可にあたっての条件としてもらいたいとの内容は問題ないでしょうか。

〇〇委員

はい

〇〇委員

譲受人は、土地は持っていないということで、新規就農ということですか。

事務局

新規就農ではあるが、上峰町農業委員会に確認しましたところ、経営はされていないが、別世帯の家族が営農をされているとのこと。別世帯の家族の方は、昨年、町内において農地を取得されている。2親等以内の世帯員ではありますが、別世帯ということで今回、新規としての取り扱いとしている。

〇〇委員

確認ですが、新規就農の場合、50aの下限面積要件はあるわけですね。

事務局

取得する農地を含め、50a以上の要件というのがあります。新規就農の場合、営農計画書の添付を必須とし、今後の営農についての確認を行っております。

会 長

無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第1号1については、申請どおり許可することに決定いたしました。続きまして、議案第2号1農地法第4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第4条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇委員

11月21日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。

転用目的は倉庫及び合併浄化槽の用地となっています。三根校区は、下水処理の計画がないため、宅地に余地がない場合、農地等への設置が必要であり、今回の場合、家の裏に畑141㎡があったことから、倉庫の建て替えと併せ計画をされたものであります。雨水排水についてはP10の計画図のとおり、周辺農地等への影響はないことから、農地の転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので採決に移ります。議案第2号1について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第2号1については、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第3号1農地法第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

私が地元ですので説明いたします。

会 長

11月21日に副会長、事務局と現地調査を行いました。

申請地は、北茂安小学校の北側で、分譲用地で4棟を建てられる予定となっており、転用要件を満たしていることから、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員と事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

調査書の水路用途廃止とはどういうことか

事務局

P 1 8 の字図の申請地の南側に「水」と記載がされている土地があるが、この水路の一部を宅地の用地に含めて検討されています。

〇〇委員

横の農地において、田を耕作されていますが、宅地造成されれば生活排水は下水等に流れるが、造成して土地が高くなることにより、田んぼの濁りが悪くなり、排水できなくなってしまう。水路だけは確保してもらいたい。

事務局

補足説明ですが、P 1 9 の南側のL型擁壁とされている所に新設で水路を設置されることにより、東から西への水路は確保されると考えられます。

〇〇委員

水田の耕作に影響はないのか。田んぼの排水はどうか。

事務局

P 1 8 の字図で言うと、2 3 0 6 - 1 のことでしょうか。

〇〇委員

2 3 0 6 - 1 を含めた2 3 0 7 - 1、2 3 0 8 - 1 を含めた申請地東側の農地の排水は水田の水もそこに流れるのか。周辺農地を含め、西側に流れていたと聞いている。すでに住宅が建って、水はけが非常に悪くなったと相談されている。事務局にも相談されたと聞いている。

事務局

事業実施者である町のまちづくり課、建設課にも相談がなされたことについて話をしている。

上の方の水路は西側に流れるように計画されていることは聞き及んでいる。南側の排水は、県道の下を渡っている暗渠により現在排水されている。

会長

ここは、田んぼの西側に素掘りで水路を設け、暗渠で排水されている。

〇〇委員

耕作者は、自分で素掘りして排水路を設けている。周囲に家が建って水はけが悪くなったと言っている。残された田んぼの排水路は確保してもらいたい。耕作に支障がありますので、利用権を設定して耕作されている方の立場に立って、開発した後も営農ができるよう行ってもらいたい。

〇〇委員

取水は問題ないのか。また、現在の水路のうち何㎡くらい潰して宅地にするのか。

事務局

P 1 7 の付近見取図で、東の通瀬川から取水し、申請地南側まで水路があるため取水に関しては問題はない。また、用途廃止については、9 1 . 5 ㎡となっている。

〇〇委員

水路自体は狭くなるのか

事務局

今までは土水路で字図上幅はあるが、土砂等で流れにくくなっている。今回水路整備がなされることにより、今までより水は流れると思われる。

〇〇委員

結論はどうなるのか。どのように処理するのか。

〇〇委員

他の田んぼの取水、排水に支障をきたさないようにしてください。とすればいいのではないか。

事務局

申請にあたっては、区長、生産組合長より同意はなされていることから、支障はないと判断している。

〇〇委員

取水、排水に支障がないよう対応を適切に行うことと委員会の中で決議された。でいいのではないか。

事務局

副申に関して、取水、排水に関して支障がないようにして下さいと、今回委員会での意見を付して、送付したいと考えます。

〇〇委員

今後とも耕作を続けられるよう排水対策を行ってもらいたい。

事務局

先ほど言われました意見を付して、農業委員会の意見として副申します。

〇〇委員

断面図を付けてもらうことはできないか。高さ的にわからない。

〇〇委員

断面図があれば、排水路の状況等がもっとわかるのではないか。

〇〇委員

委員会の中で意見が出されているが、意見書の様式はどうなっているのか

事務局

記載する事項は調査書の内容と同様となっており、それに委員会での意見を付記する様式となっています。

〇〇委員

議事録の内容は確認で見ることができるとはできるが、意見書の中身は分からないので十分に吟味し、記載をお願いしたい。

〇〇委員

隣接とは農地法の解説でどうなっているのか

事務局

隣接同意については、以前にも説明しましたが、必須とはされておりませんが、従前の農業委員会において添付した方が良いとされ、現在とってもらっている。

運用としては、里道、水路等字図で確認できる場合は隣接とはみなしていない。

〇〇委員

法律に決めてあればどうしようもない。50cmでも水路があれば隣接ではないのではないのか。

事務局

法令上の解説はなされておりません。

〇〇委員

耕作者がこの開発に対し反対なのか。支障があるから対応をしてほしいとの要望がされているのか。

〇〇委員

反対されているわけではない。きちんとした対応がされていないことに心証を害されている。相談があったことへの対応はされていない。

事務局

相談があったのは2週間程度前であって、町の担当課にも話をしており、回答も行っています。

会 長

他に無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号1について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号1は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第3号2農地法第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号2農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いいたします。

〇〇委員

11月21日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。

申請のとおりであり、場所は住宅地の中にあり、自己用の駐車場として利用するため農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員と事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

3736-3は譲受人の宅地なのか

事務局

譲渡人所有の宅地で、一体で購入され駐車場として利用されるものです。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号2について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号2は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第3号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号3農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元委員さんが欠席ですので、○委員さんをお願いします。

○○○委員

周辺はすべて住宅地であり、生活排水は西側の下水道へ排水されるため、周辺農地絵の影響はなく、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、副会長と事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号3について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号3は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第3号4農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号4農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

○委員さんよりお願いします。

〇〇〇 委員

11月21日に会長、事務局と現地調査を行いました。32ページの付近見取図にあるとおり、北側にはお宮、南側は住宅地となっており、生活排水は南側の下水道へ排水されるため、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号4について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号4は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書 P35 議案第4号1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類及び集計表について説明をする。

会 長

事務局より説明がありました。質疑のある方はお願い致します。

〇〇〇〇委員

P46の41,42で権利の種類の下の面積は現在の耕作面積となっているのか。

事務局

現在の耕作面積を掲載しています。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第4号1について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第4号1は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第4号2 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号2農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類及び集計表について説明をする。

会 長

事務局より説明がありました。質疑のある方はお願い致します。

〇〇委員

法人に貸付けるための設置が全てあがってきているのか。

事務局

今回50件の申出があり、1～3は江口西ファーム、それ以降は法人の田島への貸し付けとなっています。

〇〇委員

法人に貸付ける場合で、中間管理機構を使うメリットは

事務局

賃借料の振り込み手続き等を機構が行うことから、経営面、事務の簡素化が図られる面等があります。

会 長

他に無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第4号2について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第4号2は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、報告第1号農地法第18条第6項による通知書について事務局より説明をお願いします。

事務局

資料P72報告第1号（農地法第18条第6項による通知書について）借受人、貸出人の住所、氏名、解約理由、合意日、引渡日などを説明する。

会 長

事務局より説明がありました、報告1号で質疑のある方はお願いいたします。

〇〇委員

集計表でその他となっているのは何の分でしょうか

事務局

P 7 2 の番号 1 番の登記地目が欠落していたためにその他で計上されています。今回申出は全て田ですので修正をお願いします。

会 長

無いようですので報告第 1 号については、通知どおり承認することに決定いたしました。続いて報告第 2 号農地等形状変更届出の受付番号 1 について事務局より説明をお願いします。

事務局

資料 P 7 4 報告第 2 号受付番号第 1 号及び第 2 号について、申出人の住所、氏名、形状変更届の内容等を説明する。

会 長

今、1 号、2 号で事務局より説明がございました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

形状変更の場合、地目も畑に変わるのか

事務局

地目変更に関し、登記地目の変更は所有者の意向による。届出を出してもらっているのは、盛土等により周辺農地への影響等の有無について確認するために提出を依頼しています。

〇〇委員

農地パトロールで、地目は畑であっても、田の色となっている所があった。

事務局

地図のデータは固定資産のデータによっており、現況により出力している。

会 長

無いようですので、続きまして、報告第 2 号受付番号第 2 号について、事務局より説明をお願いします。

会 長

無いようですので、続きましてその他について事務局よりお願いします。

その他

① 農業委員定数「24人」の条例上程について

② 農業委員報酬の支払いについて

会 長

今回は1月5日（木）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、1月5日（木）実施するという事で決定いたします。

それから、来月分の現地調査を12月21日（水）午前中に予定しておりますのでよろしくお願い致します。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで12月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長

議事録署名人 19 番

議事録署名人 20 番